

第 1 9 7 0 回埼玉県教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和 5 年 1 2 月 1 日 (金) 午前 1 0 時開会
午前 1 0 時 4 6 分終了
- 2 場 所 埼玉県教育局教育委員会室
- 3 出席者 日吉教育長、戸所教育長職務代理者、坂東委員、小林委員、首藤委員、櫻井委員、石井副教育長、古垣教育総務部長、青木県立学校部長、石井市町村支援部長、高津教職員課長、角坂県立学校人事課長
案浦書記長、小島書記、岩城書記、太田書記
- 4 会議の主宰者 日吉教育長
- 5 会 議
- (1) 前回議事録の承認
- o 全出席委員異議なく本件記載どおり承認
 - o 日吉教育長が、戸所委員を議事録の署名者に指名した。
- o 会議を公開しないこととする事項について
- 日吉教育長が、第 8 8 号議案及び第 8 9 号議案の審議について、会議を公開しないこととする動議を提出
- 全出席委員がこの動議に賛成し、当該事項について会議を公開しないことに決定
- o 日程の変更について
- 日吉教育長が、日程を変更し、会議を公開しないこととした事項以外の日程について先に行うこととする動議を提出
- 全出席委員がこの動議に賛成し、日程を変更することを決定
- (2) 議事
- 第 8 7 号議案 懲戒処分の基準の一部改正について

案浦教育総務部副部長兼総務課長（提出理由、改正の趣旨、改正の内容、適用期日について説明）

櫻井委員　今回、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が施行されたこと等とありますが、この法律は1年以上前に施行されていますが、考え方としてはいろいろな法律が改正になったので様々な対応が必要になり、標準例を改正したという考え方でよろしいでしょうか。また、これはお願いですが、標準例になれば懲戒処分を受けないといった考えを教職員等が持たないようにしてほしいと思います。資料の「第1 基本事項」に書いてあるように、これはあくまでも判断するための材料であって、この標準例にない行為であっても地方公務員法等に抵触する行為があれば処分があり得るということを新任の教職員等を教育する際によく教えてほしいと思います。この標準例にあるから、あるいは、ないから処分が重すぎる、あるいは、軽すぎるといった主張の訴訟が起こされていますけれども、それは的外れだということをよく教えてほしいと思います。

案浦教育総務部副部長兼総務課長　懲戒処分の基準の一部改正が今回になった理由は、委員のおっしゃるとおり教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の制定、あるいは刑法の改正、または私どもが課題に考えている個人情報への扱いなど様々な課題がありました。これらを踏まえ、局内で検討を重ね、このタイミングになりました。2点目ですが、委員のおっしゃるとおり私どもは地方公務員法の遵守が求められます。懲戒処分の基準はあくまでも標準例を示したものです。もちろん標準例は地方公務員法を踏まえて考えているところですが、学校現場では様々な事案が起こっています。法律や懲戒処分の基準をよく理解した上で、教員としてどういった態度が適正なのかしっかりと考えられるように、懲戒処分の基準の一部改正を知らせる際や、新規採用職員の研修などにおいてもしっかりと伝えていきたいと思っています。

戸所教育長職務代理者　適用期日の部分で1点質問ですが、市町村教育委員会に周知する関係で1月1日から適用するということは理解できます。あつてはならな

いことですが、例えば今日から適用期日までの間に今回追加あるいは変更した内容が発生した場合にはどのように対応するのでしょうか。

案浦教育総務部副部長兼総務課長　今回、懲戒処分の基準の一部改正を御提案しましたが、ここまでの処分においても、今回の内容を踏まえた処分を行っています。基準は改正しますが、実際に何か起きたときの処分の量定については、現在でも基準の改正後でも大きな変更はないと考えています。一方で、職員の身分に関わることから適正な周知期間を設けることは必要だと考えています。私どもも一人一人の教員に対し、懲戒処分の基準がどういった理由で変わり、教員一人一人がこういうことを何故身に染みて分らなければいけないのかということを伝える期間として1か月いただければと思っています。

戸所教育長職務代理者　是非そういうスタンスで進めてほしいと思います。

首藤委員　法律に伴って必要な見直しを行ったということで、内容に異論はありません。一つ伺いますが、同じ子供に関わる公務員として、教育局の職員だけでなく、例えば福祉部の職員もいると思いますが、仮に同じ非違行為を起こしたときに、判断の仕方は同じなのか、それともずれが生じるのかを教えてくださいたいと思います。

案浦教育総務部副部長兼総務課長　今回の懲戒処分の基準は教育局あるいは学校の職員が対象になっています。この基準では福祉部の職員に対する処分はできません。教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律についても、基本的には学校教育法に定める幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校などが対象となっているところです。教育局としましては、福祉部の職員に対してできることはないということになります。ただ、仮にわいせつ事案が福祉部で起きた場合には、埼玉県のみならず全国の学校で昨今起きている事故などを踏まえて、知事部局で適正に判断するものと推察されます。

首藤委員　内容的には常識的な事項なので、全ての子供に関わる大人が守るべきことだと思います。教員は特別に量定が重いあるいは軽いといったことにならないようにしてほしいと思います。

案浦教育総務部副部長兼総務課長 例えば子供などにわいせつ行為を行った場合は
刑法や様々な法で裁かれる可能性があります。知事部局においてもそういったこ
とを包括的に考えて処分するのではないかと考えます。

○ 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

(3) 次回委員会の開催予定について

12月21日(木)午前10時

<非公開会議結果>

(4) 議事

第88号議案 県議会令和5年12月定例会提出予定案件について

県議会令和5年12月定例会提出予定案件の原案について決定しました。

第89号議案 教職員の懲戒処分について

非違行為を行った県西部地区の県立高等学校の男性教諭(26歳)に対して、免
職する懲戒処分等を決定しました。